

家族高額療養費支給規程

神奈川県電子電気機器健康保険組合 家族高額療養費支給規程

(目的)

第1条 この規程は健康保険法施行規則第109条に基づき、家族高額療養費の支給手続きを行うに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(支給手続)

第2条 家族高額療養費（健康保険法施行令第41条第5項及び第6項に該当する場合の家族高額療養費は除く）は、支払基金を経由する診療報酬請求明細書もしくは調剤報酬請求明細書にかかる分、および当組合が契約した診療所等については、当該請求書を組合で受領したときまた第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年3月1日から適用する。

附 則（平成15年2月27日第67回組合会）

この規程は、平成15年4月1日から適用する。（該当条文の変更）